

郵送による法定相続人開示（死亡開示）の申込み手続きにあたって

亡くなられた方の開示申込手続きができるのは法定相続人のみです。

※登録元のクレジット会社は、契約者の死亡を確認した時点で当社に登録されている当該クレジット契約の情報を削除します。
当社は、「信用情報開示報告書」作成時点で当社に登録されているクレジット契約の情報を開示します。

【法定相続人とは】

法律で規定された相続の権利がある人のことで、相続できる親族の範囲と優先順位は次のとおりとなります。

1. 【常に法定相続人】 配偶者 または 【第1順位】 子 ⇒ 孫・ひ孫など（子が死亡している場合）
2. 【第2順位】 父母 ⇒ 祖父母（父母が死亡している場合）
3. 【第3順位】 兄弟姉妹 ⇒ 甥姪（兄弟姉妹が死亡している場合）

※【第2順位】は【第1順位】がいない場合、生存していない場合または相続を放棄した場合、【第3順位】は【第1順位】【第2順位】がいない場合、生存していない場合または相続を放棄した場合に法定相続人となります。

※【第2順位】【第3順位】の法定相続人として情報開示を申し込む場合、上順位者がいないことが確認できる書類が必要です。詳しくは「3. 申込者が法定相続人であることが確認できる書類」をご覧ください。

開 示 申 込 み に 必 要 な 書 類 等

1. 信用情報開示申込書（法定相続人用）

2. 法定相続人の本人確認書類2点

※「住民票」「印鑑登録証明書」「戸籍の附票」いずれかの原本1点と、その他の本人確認書類1点の計2点

3. 申込者が法定相続人であることが確認できる書類（原本）

4. 開示対象者が亡くなったことが確認できる書類

5. 開示手数料

※1,500円分の「開示利用券」（コンビニチケット【商品番号：0267477】）
または「定額小為替証書」

※お送りいただいた書類は返却いたしませんのでご了承ください。

※「法定相続人」の代理人によるお申込みに必要な書類は6. をご確認ください

※「申込者が法定相続人であることが確認できる書類」としてお送りいただいた書類の種類により、信用情報開示報告書が到着するまでの日数が異なる場合があります。

(1) 「法定相続情報一覧図」をお送りいただいた場合：10日ほど

(2) 「戸籍謄抄本等の各種複数書類」をお送りいただいた場合：20日ほど

1. 信用情報開示申込書（法定相続人用）

■「記入見本」を参照し、漏れがないようご記入ください。

- ・情報をお調べするために必要な項目に記入漏れがある場合は、受付できません。
- ・記入した「カナ氏名・生年月日・電話番号または運転免許証番号」が一致した情報が報告されます。
- ・生年月日は、対象年号の□に✓をご記入ください。

2. 法定相続人の本人確認書類

■法定相続人の本人確認書類として【A群】1点に加え、【B群】1. ～7. のいずれか1点の合計2点をお送りください。

【A群】発行日から3ヵ月以内の原本（現住所（送付先）が記載されているもの）〔注2〕	
「住民票」、「印鑑登録証明書」または「戸籍の附票」	
【B群】氏名・生年月日・現住所の記載がある面のコピー（有効期限内または現在有効なもの）	
1. 運転免許証または運転経歴証明書〔注1〕 2. マイナンバーカード（写真付表面のみ） 3. パスポート 4. 健康保険の資格確認書〔注2〕	5. 各種年金手帳〔注2〕 6. 各種障がい者手帳 7. 在留カードまたは特別永住者証明書〔注1〕
〔注1〕住所等に変更がある場合は裏面もコピーしてください。裏面にご自身で手書きしたものはご利用いただけません。 〔注2〕本籍地・個人番号・基礎年金番号・健康保険の資格確認書の記号番号が記載されている場合、お手数ですが塗りつぶしてください。	

【本人確認書類の注意事項】

- ・お送りいただく「住民票」、「印鑑登録証明書」または「戸籍の附票」に記載の現住所（送付先）は、信用情報開示申込書のⅡ.法定相続人欄（送付先）に記入する現住所（送付先）と一致していることが必要です。
※「住民票」、「印鑑登録証明書」または「戸籍の附票」に記載の住所以外には、開示報告書をお送りできません。
- ・日本国内の官公庁等（健康保険組合を含む）が発行したもので、有効期限内または現在有効なものに限ります。
- ・信用情報を厳格に保護するため、当社の判断により本人確認書類の追加提出をお願いする場合があります。
- ・発行日を確認するため、証明書が複数枚にわたる場合は、全ページを送付してください。
※ホチキス留めされている場合は、ホチキスを外さずに全ページを送付してください。
- ・氏名、生年月日、有効期限等、必要事項が欠けていると受付はできません。コピーをお取りいただく際は、書類の外枠まで収まるようコピーしてください。
- ・個人番号に関する「通知カード」、マイナンバーカード内の免許情報を印刷したもの、「法定相続情報一覧図」は本人確認書類としてご利用いただけません。
個人番号が記載された書類のコピーをお送りいただいた場合は、直ちに復元できないようにマスキングし細断廃棄いたします。
※本申込書および本人確認書類は、受付後6ヵ月以内に当社が責任をもって廃棄いたします。
お送りいただいた書類は返却いたしませんのでご了承ください。

3. 申込者が法定相続人であることが確認できる書類

■申込者（法定相続人）と開示対象者（被相続人）の関係が確認できる下記（1）または（2）の書類をお送りください。

（1）法定相続情報一覧図（法務局発行）※発行日から3ヵ月以内の原本

■相続人が法務局（登記所）に申し出ることで作成される法定相続人を図式化した書面です。

注：法定相続情報証明制度の利用自体は無料ですが、戸籍謄本などの取得費用が必要となります。

当該書類は上記「2. 法定相続人の本人確認書類」の1点分にはなりません。

※上順位の相続人が相続を放棄したことに伴い法定相続人となった場合には、相続放棄を証する書類をお送りください。

（2）「①戸籍謄抄本一式」および「②相続関係説明図（系図）」の2点

①戸籍謄抄本一式（発行日から3ヵ月以内の原本）

申込者が開示対象者（被相続人）の法定相続人であることが確認できる戸籍謄抄本一式（原本）

- ・申込者が第2順位・第3順位の法定相続人の場合、第1順位の法定相続人を確認するため、開示対象者（被相続人）の「出生から死亡までの連続した戸籍謄抄本」も必要です。
- ・上順位の相続人が死亡したことに伴い法定相続人となった場合には、その方の死亡を証する書類を、上順位の相続人が相続を放棄したことに伴い法定相続人となった場合には、相続放棄を証する書類をお送りください。

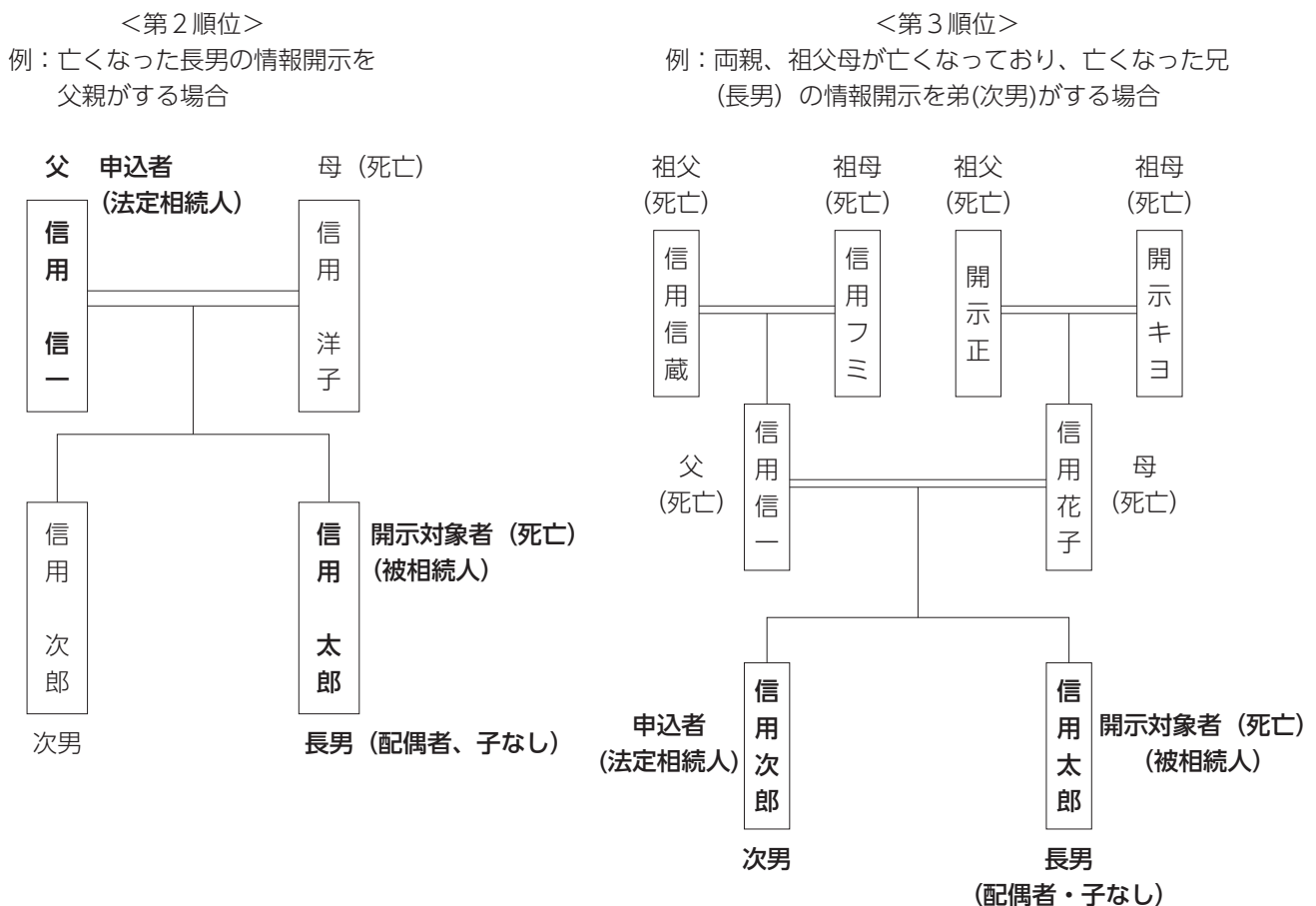
※申込者が第2順位であれば、全ての第1順位の方の不存在・死亡・相続放棄を証する書類が、第3順位であれば、全ての第1順位・第2順位の方の不存在・死亡・相続放棄を証する書類が必要です
 ※第2順位・第3順位の法定相続人の場合、3.(1)「法定相続情報一覧図」の原本によるお手続きをおすすめします。

②相続関係説明図（系図） ※申込者が開示対象者（被相続人）の配偶者・子である場合は不要

申込者（法定相続人）の相続順位までが確認できる相続関係説明図（系図）[手書き可]

※相続関係説明図（系図）は、法定相続人が責任をもって作成してください。事実ではないことの記載により発生したトラブルについて、当社は一切関知いたしません。
被相続人の「子」（第1順位）の有無については、必ずご記入ください。

【相続関係説明図（系図）イメージ】



※お送りいただいた各種証明書類は返却いたしませんのでご了承ください

4. 開示対象者が亡くなったことが確認できる書類 ※「法定相続情報一覧図」の原本をお送りいただく場合は不要
 ■開示対象者（被相続人）が亡くなったことが確認できる書類として以下の証明書をお送りください。

開示対象者（被相続人）の死亡が確認できる書類 [戸籍謄抄本（除籍が確認できるもの）または死亡診断書のコピー]
 （戸籍謄抄本は発行日から3ヵ月以内の原本またはコピー）

※「開示対象者と申込者の関係」と「開示対象者の死亡（除籍）」が同時に確認できる戸籍謄抄本の場合、3.(2)①の書類と、4.の書類として、合わせて1通お送りいただければ結構です。

5. 開示手数料 1,500円（税込）

- ・「開示利用券」（コンビニチケット）または「定額小為替証書」の2種類の支払い方法がありますので、いずれかを選択してください。
- ・有効期限内（発行日から6ヵ月以内）のものをお送りください。

■開示利用券（コンビニチケット） 商品番号：0267477

- ・「開示利用券」は、セブン-イレブン・ファミリーマートのマルチコピー機またはローソン・ミニストップのLoppiでお買い求めください。（商品番号は各コンビニエンスストア共通です。）
- ・ご購入の際は、開示手数料1,500円に発行手数料が加算された金額がメニューに表示されます。
- ・**利用券購入後の返金はできませんのでご注意ください。**
- ・領収書を必要とされる方は、JTB HTA販売センター（050-3311-8625）にお問合せください。（CICからは発行されません。）

■定額小為替証書

- ・「定額小為替証書」は、ゆうちょ銀行でお買い求めください。
- ・ご購入の際は、額面金額とは別にゆうちょ銀行所定の発行手数料（1枚200円/2026年2月現在）がかかります。
- ・「定額小為替証書」には何も記入せず、そのままお送りください。

6. 「法定相続人」の代理人によるお申込みについて

■法定相続人によるお申込みを原則としておりますが、法定相続人から委任されて被相続人の開示申込を行う場合は、任意代理人または法定相続人の法定代理人（親権者・後見人）による開示申込が可能です。

【法定相続人の任意代理人】

(1) 必要書類（上記1. ～5. の必要書類のほかに以下の書類が必要となります）

- ①法定相続人（委任者）からの委任状（実印の捺印が必要） ※当社所定の委任状をご利用ください。
- ②法定相続人（委任者）の印鑑登録証明書（発行日から3ヵ月以内の原本）
※委任状に捺印した実印の印鑑登録証明書で、法定相続人の現住所が確認できるもの。
- ③任意代理人（開示申込みされる方）の本人確認書類 2点
※上記「2. 法定相続人の本人確認書類」に記載の書類のうち、いずれか2点。
任意代理人の方のものは、全てコピーで結構です。

(2) 任意代理人の必要項目の記入方法

- ・信用情報開示申込書の＜代理人記入欄＞に記載されている項目を漏れなくご記入ください。

(3) 開示結果（信用情報開示報告書）の通知先

- ・法定相続人（委任者）の現住所に郵送します。

【法定相続人の法定代理人（親権者・後見人）】

(1) 必要書類（上記1および3. ～5. の必要書類のほかに以下の書類が必要となります）

- ①法定代理人であることが確認できる書類（発行日から6ヵ月以内の原本）
戸籍謄抄本、法務局の登記事項証明書等
- ②法定代理人（開示申込みされる方）の本人確認書類 2点
※上記「2. 法定相続人の本人確認書類」に記載の【A群】【B群】の書類各1点。
※【A群】の書類は「信用情報開示申込書」に記入した現住所が確認できるものをご用意ください。

(2) 法定代理人の必要項目の記入方法

- ・信用情報開示申込書の＜代理人記入欄＞に記載されている項目を漏れなくご記入ください。

(3) 開示結果（信用情報開示報告書）の通知先

- ・法定代理人の現住所に郵送します。

7. 開示結果（信用情報開示報告書）の通知について

- 開示結果は、法定相続人の現住所に「本人限定受取郵便（特例型）（親展・転送不要）」で郵送します。
- 「開示申込者が法定相続人であることが確認できる書類」としてお送りいただいた書類の種類により、開示報告書が到着するまでの日数が異なる場合があります。
- (1) 「法定相続情報一覧図」をお送りいただいた場合：10日ほど
- (2) 「戸籍謄抄本等の各種複数書類」をお送りいただいた場合：20日ほど
- ※個別の状況により上述の日数よりお時間を要する場合があります。
- ※法定相続人の法定代理人が開示申込みをした場合は、法定代理人の住所に郵送します。
- ※宛名の建物名については、省略させていただく場合がございます。

8. オプション手続きについて

(1) 旧姓等（旧姓や通称）による開示をご希望の方（追加料金）

旧姓等による開示をご希望の方は、信用情報開示申込書の「旧姓等開示希望欄」に旧姓名（漢字とフリガナ）をご記入いただくことで、旧姓等の情報を追加で開示いたします。

- ・ お名前 1 件ごとに開示手数料1,500円分が必要となります。
- ・ 開示対象者の旧姓などが確認できる書類（戸籍謄抄本等）を必ずお送りください。

- ① 「開示利用券」で複数件の開示手数料をご購入される場合、1 件目はご希望の送付手段のメニューをご購入いただき、2 件目以降の開示利用券は「追加氏名用」のメニューを選択してください。
- 例 1：現姓+旧姓 1 つ（合計 2 氏名）を希望する場合⇒「本人限定」+「追加氏名用」
- 例 2：現姓+旧姓 2 つ（合計 3 氏名）を速達で希望する場合⇒「速達+本人限定」+「追加氏名用」× 2
- ② お名前件数分の開示手数料および旧姓等が確認できる書類が同封されていない場合は、旧姓等での開示の受付はできません。現姓のみの開示となります。
- ③ 旧姓等のみでの開示をご希望の場合、「旧姓等のみ開示を希望」にチェックを入れてください。
- ④ 「旧姓等開示希望欄」への旧姓等のご記入がない場合、【オプション手続き】欄へのチェック内容にかかわらず、現姓のみの開示とさせていただきます。

(2) 速達での開示結果の通知をご希望の方（有料）

「速達」をご希望の場合は有料になります。

信用情報開示申込書の【速達で結果の通知をご希望の方】欄の「☐希望する」にチェックを入れ、速達料金を合算した金額の「開示利用券」または「定額小為替証書」を同封のうえ、お申込みください。

ご希望の送付方法	開示利用券（コンビニチケット） [商品番号：0267477]	定額小為替証書
本人限定受取郵便（特例型） (1,500円＋発行手数料)	1,650円（手数料込み）	1,500円＋発行手数料
速達＋本人限定受取郵便（特例型） (250円＋1,500円＋発行手数料)	1,925円（手数料込み）	1,750円＋発行手数料

- ① 速達の指定がある場合であっても、速達料金を合算した金額の「開示利用券」等が同封されていない場合、「本人限定受取郵便（特例型）（親展・転送不要）」で郵送いたします。
- ② 速達料金として、「開示利用券」、「定額小為替証書」以外（切手・現金・印紙等）が同封されていた場合、速達の受付はせず、「本人限定受取郵便（特例型）（親展・転送不要）」で開示報告書を郵送し、同封されていた切手等は返却いたします。
- ③ 速達料金において余剰分・超過分が発生した場合、切手または定額小為替証書で返却いたします。

9. <開示申込みに係る承諾事項> ※必ずお読みください。

(1) 免責事項

- ① 本申込みにより開示された情報を第三者に提供または開示することは、お客様の権利が損なわれるおそれがありますのでご注意ください。なお、当社は、本申込みに関連して発生したお客様の損失や損害について、当社に故意または過失がある場合を除き、その賠償責任を負わないものとします。
- ② 当社は、お客様への事前の通知なく、本開示請求の仕様等を変更することがあります。本開示請求の仕様等の変更および利用の停止によってお客様に損害が発生した場合、当社に故意または過失がある場合を除き、その賠償責任を負わないものとします。
- ③ 当社の債務不履行または不法行為により本開示責任に関連してお客様に損害が生じた場合、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は通常生ずべき損害（逸失利益その他特別の事情によって生じた損害を含みません。）の範囲内で、責任を負うものとします。

(2) 準拠法・専属的合意管轄裁判所

本申込みに関するお客様と当社との関係につきまして日本法が適用されます。また、本申込みに関する訴訟につきましては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

10. 開示手続に関するお問合せ先

全国共通ダイヤル 0570-666-414

月曜日～金曜日（土・日・祝日・年末年始は除く）10：00～16：00

11. 申込書等必要書類の送付先

■下記の【送付先】にお送りください。

【送付先】

〒160-8375

東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階

株式会社シー・アイ・シー 郵送開示センター行

※当社への申込書等の郵送料はお客様のご負担となります。必ず切手をお貼りください。料金不足等の場合は受領いたしません。

※『申込書の住所と本人確認書類記載の住所が一致していない』『必要書類や手数料が同封されていない』

『本人確認書類の有効期限が経過している』など、書類の不備や不足がある場合は受付できません。

この場合、お送りいただいた書類を返却させていただきますのでご了承ください。

※お申込み受付後のキャンセルはできません。

※申込書等は簡易書留等の配達記録が残る方法での郵送をお奨めします。

※必ずお読みください。

※お客様の個人情報は、下記の「個人情報の取扱いに関する事項」のとおり取り扱いますので、同意したうえで申込書への記入をお願いいたします。

個人情報の取扱いに関する事項

第1項（当社が取得する個人情報の取扱いに関する事項）

当社は、お客様から取得する個人情報および個人データを、当社が別途定める「プライバシーポリシー」(<https://www.cic.co.jp/policy/privacy.html>)、「個人情報の保護に関する法律およびJIS Q 15001に基づく公表事項」(<https://www.cic.co.jp/policy/legally.html>)に従い取り扱います。

第2項（当社が取得する個人情報の利用目的）

本申込みで当社が取得する個人情報の利用目的は、下記のとおりです。

	利用目的	利用する個人情報
1	本申込みに基づく、信用情報の開示における本人確認および依頼事項への対応	氏名、生年月日、郵便番号、住所、電話番号等の個人情報
2	お客様からの問合せへの対応	
3	信用情報の登録・照会・開示等における統計調査	

第3項（保管・管理）

当社は、個人情報を厳正に管理し、お客様のプライバシー保護に十分に注意を払い保管します。

取得した個人情報は、取得日から6ヵ月以内の期間保有し、期間経過後は速やかに廃棄します。

第4項（第三者提供）

当社は、下記のいずれかの場合を除いて、個人情報を第三者へ提供することはありません。

- (1) 本人が同意している場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体または財産の保護の為に必要である場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (5) 収集・利用目的の達成に必要な範囲で、個人情報の取扱いを委託する場合

第5項（開示等）

当社は、お客様から提供された個人情報について、当社の定める手続方法に従い、お客様から利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止、消去、第三者提供の記録の開示および第三者への提供の停止の求めに応じます。

第6項（個人情報提供の任意性）

当社への個人情報の提供は任意ですが、当社の業務に必要な情報が提供されない場合、お客様のご要望に沿えない場合があることを予めご承知おきください。

<個人情報保護管理者> リスク・コンプライアンス担当役員

<本件に関する問合せ先>

株式会社シー・アイ・シー

全国共通ダイヤル 0570-666-414

月曜日～金曜日（土・日・祝日・年末年始を除く）10：00～16：00

信用情報開示申込書記入見本

CIC 信用情報開示申込書(法定相続人用)

株式会社シー・アイ・シー(CIC)宛

私は、開示
別紙記載の

「カナ氏名」は必ずご記入ください。マスが足りない場合、余白にご記入ください。
旧姓等の開示をご希望の方は、下記「旧姓等開示希望欄」【オプション手続き】にもご記入ください。

I. 開示対象

カナ氏名 ※必須	カイジ	タロウ	生年月日 ※必須	☐ 大正 ☒ 昭和 ☐ 平成 57 09 27
現氏名 ※必須	開示	太郎		
最終住所 ※必須	〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 ○△マンション ○号			
電話番号 ※必須	1 0 3 - ○ ○ ○ ○ - × × × × 4 0 8 2 0 2 2 2 - × × × × - △ △ △ △ 5 3 0 9 0 - △ △ △ △ - ○ ○ ○ ○ 6			
運転免許 番号	1 2 3 4 - 5 6 7 8 - 9 0 0 0			
旧姓等 開示 希望欄	※1 旧姓等開示ご希望の場合のみ、ご記入ください。 ※2 濁点・半濁点のある文字も1マスで、ご記入ください。 【速達で結果の通知をご希望の方(有料)】 右記の□に✓を入れ、開示手数料と速達料金を合算した金額の 利用券等を同封してください。 【オプション手続き】希望する□に✓をご記入ください。 ☒ 現氏名+旧姓等の開示を希望(追加料金) ☐ 旧姓等のみ開示を希望 ※お名前ごとに1,500円分の開示利用券等が必要です。 ※旧姓等を確認できる書類を添付してください。			

II. 法定相続人 ※太枠内はすべて

カナ氏名 ※必須	シンヨウ	ハナコ	生年月日 ※必須	☐ 大正 ☒ 昭和 ☐ 平成 60 年 5 月 10 日	開示対象者との 続柄 ※必須
氏名 ※必須	信用	花子	配偶者		
現住所 ※必須	〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 ○△マンション ○号				
法定相続人からのお申込みの場合、こちらの欄は記入不要です。 *法定相続人の代理人としてお申込みの場合のみ、記入が必要となります。					
【注】登録元のクレジット会社は、契約者の死亡を確認した時点で当該信用情報を削除するため、全てのクレジット契約が開示対象となるわけではありません。					
〈代理人記入欄〉※法定相続人の代理人が開示申込みをする場合のみご記入ください。任意代理人からの申込みの場合、報告書は法定相続人(委任者)へ送付します。 私は法定相続人の〔 ☐ 任意・☐ 法定 〕代理人として申込みます。 フリガナ 氏名: _____ 生年月日: T・S・H 年 月 日 住所: 〒 _____ [日中の連絡先※必須] _____					

ご記入時の注意事項

「記入もれ」があった場合、受付できないことがありますので必ずご確認ください。

CIC 信用情報開示申込書(法定相続人用)

株式会社シー・アイ・シー(CIC)宛

私は、開示対象者(被相続人)死亡のため法定相続人または、法定相続人の代理人として、CICの定める手続き方法に従い、別紙記載の「個人情報の取扱いに関する事項」に同意のうえ、開示対象者(被相続人)の信用情報の開示を申込みます。

I. 開示対象者(被相続人)

※機械で読み込みいたしますので、ボールペンを使用し、自筆にてはつきりとご記入ください。

カナ氏名 ※必須																生年月日 ※必須	☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日																			
現氏名 ※必須	(姓)										(名)																									
最終住所 ※必須	〒 - ※住所は都道府県からご記入ください。 ※住所による検索は行っておりません。																																			
電話番号 ※必須	1																		4																	
	2																		5																	
	3																		6																	
	※1 電話番号はクレジット契約等でご使用の番号(携帯・自宅)を、お調べになりたい順番にご記入ください。 ※2 カナ氏名・生年月日・電話番号または運転免許証番号が一致した情報が報告されます。																																			
運転免許証番号											【速達で結果の通知をご希望の方(有料)】 右記の□に✓を入れ、開示手数料と速達料金を合算した金額の利用券等を同封してください。										☐ 希望する 250円															
旧姓等 開示 希望欄	カナ氏名																※1 旧姓等開示ご希望の場合のみ、ご記入ください。 ※2 濁点・半濁点のある文字も1マスで、ご記入ください。										【オプション手続き】希望する□に✓をご記入ください。 ☐ 現氏名+旧姓等の開示を希望(追加料金) ☐ 旧姓等のみ開示を希望 ※お名前ごとに1,500円分の開示利用券等が必要です。 ※旧姓等を確認できる書類を添付してください。									
	(姓)											(名)																								

II. 法定相続人 ※太枠内はすべてご記入ください。

カナ氏名 ※必須																生年月日 ※必須			開示対象者との 続柄 ※必須								
氏名 ※必須	(姓)										(名)					☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日											
現住所 ※必須	〒 - ※報告書は、原本でお送りいただく本人確認書類で確認できる現住所に送付します。																										
	都道府県																										
日中の連絡先電話番号(法定相続人ご本人に限り) ※必須																											
【注意事項】登録元のクレジット会社は、契約者の死亡を確認した時点で当該信用情報を削除するため、全てのクレジット契約が開示対象となるわけではありません。																											
〈代理人記入欄〉 ※法定相続人の代理人が開示申込みをする場合のみご記入ください。任意代理人からの申込みの場合、報告書は法定相続人(委任者)へ送付します。 私は法定相続人の〔 ☐ 任意・ ☐ 法定 〕代理人として申込みます。 フリガナ 氏名: 生年月日: T・S・H 年 月 日 住所: 〒 - [日中の連絡先※必須]																											

〈CIC使用欄〉※こちらの欄には記入しないでください。

添付書類	☐ 委	☐ 登記	☐ 裁判	☐ 系図	☐ 相放	☐ 戸	☐ 原戸	☐ 戸除	☐ 通	☐ 他申	☐ 他チ(全・J)	☐ 封	☐ 領	☐ レ	☐ 他					
本人	☐ 戸除	☐ 住除	☐ 死亡	☐ 法相																
相続人	A: ☐ 住 ☐ 印 ☐ 附 B: ☐ 免 ☐ マ(ウ/ハ) ☐ 在 ☐ 資 ☐ パ ☐ 年 ☐ 手 ☐ 弁司 ☐ 弁司印 ☐ 事項 ☐ 法印 ☐ 他																			
代理人	☐ 住 ☐ 印 ☐ 附 ☐ 免 ☐ マ(ウ/ハ) ☐ 在 ☐ 資 ☐ パ ☐ 年 ☐ 手 ☐ 弁司 ☐ 弁司印 ☐ 事項 ☐ 法印 ☐ 他																			
受領金額	☐ コ	☐ 件	☐ ケ	☐ 件	☐ チ	☐ 件	☐ ヒ	合計							円					
送付手段				円	☐ 速達	☐ カ	☐ ソクカ	キ												
返却物	☐ 切手			円	☐ 小為替			円	☐ 他申	☐ 他チ	☐ 封	☐ 領	☐ チ(本・速本・追)	☐ 他						
☐ 連 (☐ カ ☐ コ ☐ 住 ☐ 旧 ☐ ア ☐ 漢 ☐ 他)															開封	確認				
0 1 6 0 0 3																				